

「寄り添い弁護士」（福祉的弁護士）の概要と課題

平成 26 年 4 月 15 日

社会福祉法人 南高愛隣会

理事長 田島 光浩

当法人は、平成 25 年度の厚生労働省 社会福祉推進事業の研究事業の中で「寄り添い弁護士」（福祉的弁護士）の試行に取り組んでいます。将来の仕組みへの導入も視野に入れたこの試行の目的、将来像のイメージは別紙の通りです。

つまり、刑事司法の手続きの中で、弁護士の役割が「判決で終わり」ではなく、個々に即した改善・更生、社会復帰までを法的支援（弁護から支援へ）で寄り添っていく試行であります。この福祉的立場からの考えを踏まえ、長崎での取り組みをご紹介します。

【期待する試行イメージ】

（逮捕・警察段階）

- 本人接見、福祉との連携、福祉事業所・家族等への助言
- 警察への申し入れ、在宅事件の受任（国選が付かない在宅捜査を受ける人への弁護）
- 国選弁護人が専任されない期間に面談等を通じて必要な司法の説明や手続きを行う
- 国選弁護人への福祉的なスーパーバイズ（福祉施策や福祉支援の情報提供等）

（検察・裁判段階）

- 福祉、定着支援センター等との連携（福祉による更生支援の可能性の協議）
- 控訴・上告に際して国選弁護人が切れている間の寄り添い弁護（状況説明・申し送り）
- 在宅事件における打ち合わせ等
- 起訴猶予後、或いは執行猶予後釈放される際の送迎及び成年後見の申し立て等
- 起訴猶予後、或いは執行猶予後の定着支援センターと連携した受け皿の調整
- 矯正施設への引継ぎ（矯正プログラムへの反映や特別調整対象者への選定等）

（実刑・受刑段階）

- 早い段階での特別調整への選定と仮出所による福祉への更生支援につなげる。
- 刑務所への申し入れ（移送・特別調整・薬・障がい特性・矯正プログラム等）
- 仮釈放に向けての上申書の提出
- 矯正施設内の処遇状況の確認と問題共有、処遇改善に向けた法的助言等
- 法律相談、人権救済の申し立て

（社会復帰段階）

- 後見人の手続き
- 債務整理、環境調整（年金取得申請、生活保護申請等）
- 保護観察所、定着支援センターとの連携（帰る家が無い等）
- 医療観察法での入院中のケース相談（ケース会議参加、福祉への調整等）

【長崎での試行事例（４事例概略）】 ※現在２名の寄り添い弁護士が試行

対象者A：実刑後～寄り添い弁護士が控訴審担当弁護士へ申し送りを行う。控訴審実刑後、本人自ら「寄り添い弁護士が付いている」と刑務所分類職員へ伝えたことから、長崎定着に連絡があり、その後特別調整に選定されている。→ 早期の特別調整の選定につながる。

対象者B：認知症の影響で国選弁護士を本人が拒否する。寄り添い弁護士として緊急介入→本人同意。その後寄り添い弁護士が被疑者国選弁護を受任。→ 不起訴後、精神科病院に入院。入院後もケース会議に寄り添い弁護士も参加している。本人の後見人申請も寄り添い弁護士が支援予定。

対象者C：一審国選弁護人は、寄り添い弁護士とは別の弁護士だったが、親族との遺産問題が山積していたことから、公判中から寄り添い弁護士として本人面会、ケース会議等に参加。その結果、執行猶予判決後、金銭管理契約の締結等を経て遺産問題が迅速に解決へと向かった。

対象者D：一審国選弁護人が、寄り添い弁護士を兼務した。罰金刑後、精神科病院へ入院。現在、病院内でのケース会議にも寄り添い弁護士として参加している。法的助言や親族との仲介役として機能している。

【寄り添い弁護士の今後の課題】

- 支援の入り口としては、身柄拘束を受けた刑事事件の被疑者・被告人が多いが、社会復帰段階、服役中の段階などに、どのように関われるのか。（司法の理解）
- 「民事法律扶助を利用した支援」と「刑事司法の寄り添い弁護」との使い分け（整理）、役割分担（区分）が必要
- 当番弁護士、国選弁護人との役割分担が必要
- 業務内容（法的支援内容）の質の確保（弁護士の専門性の活用範囲）
- 刑務所との連携（服役中の情報開示の確保と寄り添い弁護士面会の特別面会等）
- 本人との契約（同意）はどういう形にするのか
- 寄り添い弁護士による支援の期限の考え方をどう整理するのか
- 寄り添い弁護士の任命責任とお金の流れをどうするのか（財源確保含む）
- 寄り添い弁護士としての各活動に係る費用のあり方・出し方をどうするのか

以上、寄り添い弁護士の試行の概要と事例及び課題を簡単に説明いたします。

尚、この長崎の試行については、昨年１０月からの実践ですので、未だ明確な成果や問題点等をきちんと報告できる段階ではないことを付け加えます。したがって、26年度も継続事業として試行していく予定（申請中）であります。

寄り添い弁護士の活動イメージ

